

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社の役員、社員は、「企業理念」に掲げられた精神により、法令や社内規則を遵守するとともに、「企業理念」にかなった企業活動を行います。

「企業理念」

オークマは、総合一貫した「ものづくりサービス」を通して、世界中のお客様の価値創造に貢献することで、オークマとともに歩むすべての人々の幸せを実現します。

また、当社は、当社の持続的な成長及び長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分有効に活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの基幹であると考え、次の基本的な考えに沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組んでいます。

- ・株主の権利を尊重し、株主が権利を適切に行使することができる環境の整備と株主の実質的な平等性を確保する。
- ・株主を含むすべてのステークホルダーの利益を考慮し、ステークホルダーとの適切な協働に努める。
- ・株主等との建設的な対話を行う基盤を構築するために、会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- ・取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に努める。
- ・持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、株主等との間で建設的な対話を行う。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

- ・当社の取締役会は、会社経営や当社事業全般に関する理解、人格・見識・経験を考慮したうえで専門分野のバックグラウンドが異なる取締役、監査役で構成することで多様性を確保しております。
- ・当社の取締役会は、独立した立場から客観的な監督機能を果たすため、取締役11名、監査役4名のうち独立社外役員4名を選任しております。
- ・現在、ジェンダーの観点での多様性は結果として確保できておりませんが、引き続き個人の属性に関わらない取締役会の構成に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式に関する方針

事業の安定的かつ持続的な発展のためには、様々な企業との協力関係、取引先との事業上の関係強化が必要であると考えております。こうした考えの下、事業戦略、シナジー効果等を総合的に勘案し、中長期的な企業価値の向上の視点に立って、必要とする株式を保有する方針としております。

政策保有株式に関わる検証

個別の政策保有株式については、保有する上での中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について、取締役会で検証を行ってまいります。

政策保有株式の議決権行使について

当該投資先企業の経営方針等を尊重した上で、投資先企業の持続的な成長と当社の中長期的な企業価値の向上に資するかどうか総合的な判断を行い、議案毎に適切に議決権を行使いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社が関連当事者との取引を行う場合には、会社法に定められた手続きを遵守するとともに、当該取引が当社や株主共同の利益を害することの無いよう、取締役会において事前に承認を得ることとしております。また、取引後は当該取引について取締役会へ報告を実施しております。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

- ・当該基金へは専門性を持った社員を配置し、外部専門家によるセミナー等を積極的に活用して当該社員の資質向上を図っております。
- ・当該基金は、専門委員会において年金財政の健全化や積立金の運用方針、運用方法等を検討し、「代議員会」で承認しております。
- ・積立金は、独立した複数の運用機関に運用を委託しており、当社と受益者との間に生じ得る利益相反に対し適切な管理を行っております。
- ・なお、運用を委託している全ての運用機関は、スチュワードシップ・コードの受け入れを表明しております。
- ・運用状況については、運用機関ごとに報告を受けて運用状況のモニタリングを行い、年2回の代議員会で報告し、承認を得ております。

【原則3-1 情報開示の充実】

経営理念、経営戦略、経営計画

- ・上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおり、「企業理念」を定めております。
- ・事業計画及び事業戦略を策定しており、決算説明会等で適宜説明しております。
- ・企業理念及び事業計画、事業戦略につきましては、当社ホームページ(<https://www.okuma.co.jp/ir/>)に公表しております。
- ・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と方針
- ・上記「1. 基本的な考え方」に記載しております。
- ・経営幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

- ・当社の役員報酬の体系は、新たな価値創造に挑戦し続けるために、短期だけでなく中長期的な業績向上に向けて貢献意欲を高める目的で設計しております。
- ・取締役の報酬は、取締役会で決議される月額報酬として支払われる固定報酬と、連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。
- ・取締役の報酬は、当社の企業価値の最大化に向けた意欲をより高めることのできる、適切、公正かつバランスのとれたものとする考えで定めており、株主総会の決議により決定した範囲内において独立社外取締役を含む取締役会で審議のうえ決定しております。
- ・監査役の報酬は、職務執行の対価として毎月固定額を支給する月額報酬のみで構成され、株主総会の決議により決定した範囲内において監査役の協議により決定しております。
- ・新たに設置した「指名・報酬諮問委員会」への諮問及びその答申を踏まえ取締役会で決定することにより決定プロセスにおいても客観性・透明性・適正性を確保してまいります。
- 取締役会が経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
- ・当社の取締役及び監査役は、会社経営や当社事業全般に関する理解、人格、見識、経験、専門分野に優れ、その職務と責任を全うできる人物を選任しております。
- ・取締役は、十分な時間と資源をかけ育成した後継者候補の中から代表取締役による提案を受け、独立社外役員4名を含む取締役会において審議のうえ、株主からの負託に応え、取締役及び監査役としての職務と責任を全うできる人物を指名しております。
- ・取締役が法令及び定款等に違反し、当社の企業価値を著しく毀損したと認められるとき、健康上の理由から職務の継続が困難となった場合など客観的に解任が相当と判断される場合には、独立社外役員が出席する取締役会において十分な審議を尽くしたうえで解任を決議することとしております。
- ・新たに設置した「指名・報酬諮問委員会」への諮問及びその答申を踏まえ取締役会で決定することにより決定プロセスにおいても客観性・多面性・適正性を確保してまいります。
- 経営幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名について
- ・社外取締役及び社外監査役の選任理由は、株主総会招集通知等に記載しております。
- ・取締役及び監査役は、選任にあたり、個人別の経歴を株主総会招集通知等に記載しております。

【補充原則4-1-1 委任範囲】

当社は、法令及び定款に定められているもののほか、取締役会規程、決議・決裁権限規程を定めており、取締役会自身として何を判断・決定するかの附議基準や取締役への委任範囲を明確にしております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い一般株主との利益相反が生じる恐れがなく、会社経営等における豊富な経験と高い見識、経営に関し客観的判断力を有するとともに、先見性、洞察力など人格・見識ともに優れ、経営への監督機能を果たすことができる人材を独立社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1 取締役の選任に関する方針・手続】

- ・当社は、取締役候補者を決定するに際し、幅広い業務領域について、各事業分野に精通している人材、人格・見識・経験に優れた人材等のバランスに配慮し、取締役会全体としての知識、経験、能力のバランス及び多様性を確保することとしております。
- ・今後は、新たに設置した「指名・報酬諮問委員会」の諮問及びその答申を踏まえ取締役会で決定することにより決定プロセスにおいても客観性・多面性・適正性を確保してまいります。

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役及び監査役の兼任状況は、毎年、株主総会招集通知の事業報告及び参考書類において開示しております。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性分析・評価、その概要】

- ・当社は、全取締役及び全監査役に対するアンケート調査を行い、その分析結果について取締役会全体で評価を行っております。
- ・2017年度の評価平均は、2016年度と比較し以下の課題に対する改善があったため低評価の項目が減少しました。
 - 1) 取締役会資料の事前配布
 - 2) 役員トレーニングの実施
 - 3) 業績の外部評価の報告体制構築
 - 4) 内部通報制度の社内周知の徹底
- ・2017年度の評価では上記改善があり、取締役会の実効性が確保されていることを確認いたしました。
- ・本評価で抽出される新たな課題の解決を通じ、取締役会の更なる機能向上を図るなど、引き続きコーポレートガバナンス向上に努め、持続的な企業価値向上を目指してまいります。

【補充原則4-14-2 トレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役がその役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集・提供し、取締役及び監査役の職務執行を支援しております。

社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署または担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成しております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、株主の皆様と建設的な対話を行うための体制整備・取り組みを行っております。

統括責任者

財務・経営企画部門の担当役員を統括責任者とし、国内及び海外の投資家との建設的な対話を促進しております。また、決算説明会は代表取締役が説明を行い、国内外の投資家との対話の充実を図っております。

社内のIR体制

経営企画部門が窓口となり、財務・法務等の関係部署と連携し、必要な情報の収集と共有、開示資料の作成・審査を行い、公正かつ適時・適正な情報開示を行っております。

対話の手段

当社は、アナリスト、機関投資家を対象に半期毎に決算説明会を実施しております。また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に役立つと判断された場合は、公平な情報開示に留意して、個別対話を行うほか、工場見学を適宜実施しております。

決算説明会資料や株主通信、株主総会招集通知等の各種開示資料はホームページでも公開し、積極的かつ公平な情報開示を進めております。

社内へのフィードバックの方策

投資家との対話を通じて得られた質問・意見等は適宜集約し、取締役会及び社内会議等を通じて経営陣及び関係部門へフィードバックし、

情報の周知・共有を行っております。

インサイダー情報及び沈黙期間

株主・投資家の皆様との対話において、公平性を確保するため、当社はインサイダー情報を公表いたしません。

また、決算情報の漏えいを防ぐため、当社では「サイレント期間」を設定し、四半期毎の決算日翌日から決算発表時までの期間は、決算に関わるお問い合わせへの回答やコメントを控えさせていただいております。

【原則5-2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

・当社は、資本コストを的確に把握した上で、経営理念を踏まえた経営戦略や経営計画を策定し、その概要を当社ホームページや決算説明で開示します。

・当社は、企業価値の向上を目的として経営戦略の基本方針である「グローバル70」の実現に向け、設備投資や研究開発投資、人材投資等の計画を策定し、実行しています。そして、年度毎に経営戦略や経営計画の進捗を検証し、必要に応じて、投資計画の修正を行います。

「グローバル70」は、当社が得意とする先進国市場の需要を確実に確保し、今後も拡大が期待できる新興国市場での顧客開拓を進め、当社の連結売上高に占める海外売上高比率を70%に高めて、受注・売上・利益の拡大を図る経営方針

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満
---------------------------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	4,799,000	14.21
日本生命保険相互会社	2,132,962	6.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,124,400	6.29
株式会社三菱UFJ銀行	1,590,913	4.71
三井住友信託銀行株式会社	1,045,000	3.09
オークマ取引先持株会	734,508	2.17
STATE STREET CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM44	713,200	2.11
岡谷鋼機株式会社	646,698	1.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	624,000	1.84
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	591,500	1.75

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明 更新

上記の【大株主の状況】は、2018年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

また、当社は、自己株式1,678,052株を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	機械
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

特記すべき事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
岡谷 篤一	他の会社の出身者								○			
小澤 正俊	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
岡谷 篤一	○	岡谷鋼機株式会社 代表取締役社長	岡谷篤一氏は、岡谷鋼機株式会社の代表取締役社長等を継続して務められ、十分な知識と経験を有しており、人格・見識ともに高く当社業務に対しても常に独立した客観的な立場から適切な監督機能を果たしていただいております。また、独立役員としての要件も満たしておりますので独立役員として指定しております。
小澤 正俊	○	大同特殊鋼株式会社 相談役	小澤正俊氏は、長年にわたり大同特殊鋼株式会社の経営に携わり、その経験を通じて培った経営に対する幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から適切な助言、適切な監督機能を果たしていただいております。また、独立役員としての要件も満たしておりますので独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議 長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬諮問委員 会	3	0	1	2	0	0	社内取 締役

補足説明

役員の指名、報酬の決定に際し、その決定プロセスにおいても客観性・多面性を持たせ、適正性を高めることを目的として「指名・報酬諮問委員会」を設置いたしました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人からの報告收受を通じて、随時、業務執行状況を監査しております。
内部監査室は、社内各部門及びグループ会社の内部監査を行い、適宜、監査役に報告すると同時に、監査役の職務の補助を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
古角 保	他の会社の出身者													
甲斐 啓史	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
古角 保	○	古角 保氏は、株式会社三菱UFJ銀行の取締役副頭取でありましたが、2012年に退任されております。	古角 保氏は、長年にわたり金融関係の経営に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。これらの経験を通じて培った金融及び経営の幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、適切な監査機能を果たしていただいております。また、独立役員としての要件も満たしておりますので独立役員として指定しております。
甲斐 啓史	○	甲斐啓史氏は、日本生命保険相互会社の専務執行役員でありましたが、2017年3月に退任されております。	甲斐啓史氏は、長年にわたり生命保険会社の業務執行に携わり、それらの経験を通じて培った経営に関する幅広い見識に基づき、独立した客観的な立場から、適切な監査機能を果たしていただいております。また、独立役員としての要件も満たしておりますので独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数

4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の要件をみたす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬を賞与と合せて年額500百万円以内とし、この金額の範囲内で連結業績に連動させて業績連動報酬総額を独立社外取締役を含む取締役会で審議のうえ決定し、社外取締役を除く各取締役に支給する制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書において、取締役及び監査役ごとの報酬総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、取締役会で決議される月額報酬として支払われる固定報酬と、連結業績の達成度によって変動する業績連動報酬によって構成されております。

2007年6月28日開催の第143回定時株主総会において決議された報酬限度額は、年額500百万円であり、その限度額内で業績連動報酬を

設けております。各取締役の業績連動報酬の算定方法は、親会社株主に帰属する当期純利益に応じて各取締役の報酬月額に予め定めた係数(最高値5.5、最低値0.0)を乗じた金額としております。

なお、社外取締役に対しては内規で定められた固定報酬とし、業績連動報酬は支給いたしません。

業績連動報酬の上限額は100百万円とし、親会社株主に帰属する当期純利益が1,000百万円未満の場合もしくは配当額が1株につき25円未満の場合は、業績連動報酬は支給いたしません。

監査役の報酬は、2007年6月28日開催の第143回定時株主総会において報酬限度額を年額70百万円と決議されており、その限度額内で年額報酬を設けております。

なお、監査役に対しては内規で定められた固定報酬とし、業績連動報酬は支給いたしません。

また、新たに設置した「指名・報酬諮問委員会」への諮問及びその答申を踏まえ取締役会で決定することにより決定プロセスにおいても客観性・透明性・適正性を確保してまいります。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役への情報伝達は、当社の秘書課、経営企画室及び経理部等が適宜対応しております。取締役会の開催に関して、事前に資料を事前配布し、特に必要と判断した場合には個別に事前説明を行っております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等					
氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――
元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数			0 名		
その他の事項					

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・当社は、監査役会設置会社であり、4名の監査役のうち2名を社外監査役としており共に独立役員であります。
- ・取締役会は、11名の取締役及び4名の監査役で構成され、うち社外取締役2名、社外監査役2名で、社外役員4名全員独立役員であります。
- ・取締役の任期は1年とし、経営責任を明確にした体制としております。
- ・執行役員制度を導入し、迅速な業務執行を行う体制としております。
- ・取締役及び執行役員で構成する執行役員会を定期的開催し、重要事項の決定に際し、十分な審議を行っております。
- なお、この執行役員会には、常勤監査役も参加しております。
- ・常勤監査役は定期的に開催する経営会議にも出席し、取締役の業務執行状況を把握しております。
- ・当社は、東陽監査法人を会計監査人に選任しており、会計監査業務を執行する公認会計士は、鈴木基仁氏、梶田哲也氏及び玉田貴彦氏であります。
- ・法務に係る重要事項について判断を要する場合には、適宜、顧問弁護士のアドバイスを受けております。
- ・役員の指名、報酬の決定に際し、その決定プロセスにおいても客観性・多面性を持たせ、適正性を高めることを目的として指名・報酬諮問委員会を設置いたしました。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

上記2. の体制により、取締役会による経営の意思決定の充実及び業務執行の管理・監督、さらに、独立役員である社外取締役2名による経営の透明性及び客観性の向上が図られております。また、独立役員である2名の社外監査役を含む4名で構成する監査役会による取締役の職務執行の適正な監査が実施されており、経営の監視機能が十分に機能する体制を構築していると判断し現状の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会開催日の3週間+3日前(24日前)に発送いたしております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会集中日を回避した日程を設定いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	書面による議決権行使のほかインターネットによる議決権行使も可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォームに参加し海外を含めた機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知を英訳し自社ホームページ等へ掲載し開示しております。
その他	株主総会招集通知は、発送日前に、自社ホームページ等へ掲載し開示しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回、個人投資家向け説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、決算期毎に定期的に決算説明会等を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページには、経営トップのメッセージの他決算短信及び決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する部署として経営企画室を設置しております。	
その他	適宜、海外投資家、国内投資家、個人投資家向けの説明会等を実施しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	冒頭の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、主要な生産拠点においてISO14001を認証取得しており、全社的に環境保全運動を推進しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	冒頭の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。
その他	当社は、大学等主催の産官学連携推進事業に参画し、共同研究開発の推進及び講師の派遣などを実施しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関して、当社は、以下の基本方針に基づき整備を進めております。

1. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・法令及び定款を遵守するため、コンプライアンス規程及びマニュアルを整備し、企業グループの全使用人に対し教育を徹底する。
 - ・企業グループ全体のコンプライアンスを統括する担当取締役を定める。また、内部統制委員会を設置し、各部門及び子会社のコンプライアンスに関する取り組みの状況をチェックし、必要な指導を行うとともに、コンプライアンスに関係した一定の重要な意思決定を行う事項については、委員会で事前検証を行う。
 - ・各本部及び子会社にコンプライアンス責任者を定め、所属員への教育と定期的な業務チェック、改善指導を行う。
 - ・総務部及び社外の法律事務所にオークマグループの内部通報・相談窓口を設け、違反行為の早期発見と再発防止につなげる仕組みを構築する。
 - ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力に対しては、厳正に対処する。
2. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクの洗い出しや管理方法及び手順などを定めた内部統制基本規程を整備する。
 - ・内部監査室は、子会社を定期的に監査・指導し、企業グループ全体のリスク管理を徹底する。また、グループのリスク管理状況を、取締役会に定期的に報告する。
 - ・新たに生じた重要リスクに対しては、速やかに担当取締役を定め、必要な対策を講ずる。有事に際しては、社長を対策本部長とする緊急対策本部を設置し、危機管理にあたる。
3. 当社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制
 - ・子会社及び関連会社の事業運営は、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件の事前協議を行う。
 - ・企業グループ内で整合性が取れた決議・決裁権限規程を定め、職務執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。
 - ・子会社及び関連会社の事業運営やリスク管理体制等については、各担当取締役が、総合的に助言・指導を行う。
4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存・管理に関する体制
 - ・取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規程に従い、適切に保存・管理する。
 - ・職務執行情報は、検索可能な状態で管理する。
5. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を定期的に開催するほか、適宜臨時に開催し、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行う。
 - ・取締役及び執行役員で構成する執行役員会を定期的に開催し、職務執行上の重要案件について、十分な審議を行う。
 - ・年度経営計画及び中期経営計画を策定し、明確な目標を付与する。また、各部の所属長によって構成する経営会議を毎月開催し、業務報告を通じて進捗状況を検査する。
 - ・取締役、執行役員、所属長及び子会社の決裁権限を明らかにした「決議・決裁権限規程」を定め、職務執行が適正かつ効率的に行われる体制とする。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する体制
 - ・内部監査室が監査役の職務を補助する。なお、補助する職務の内容により、専任の使用人が必要となった場合には、監査役と取締役で十分に協議し、人選を行う。
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に従い、監査役の監査に必要な調査を行う。
7. 監査役の職務を補佐する使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ・監査役の職務を補助する使用人の任命・異動については、監査役会の同意を要する。
 - ・監査役の職務を補助する使用人の人事評価は、監査役の意見を反映させる。
8. 当社及び子会社の取締役、使用人が監査役(会)に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・経営会議及び利益管理会議等の重要会議には、常勤監査役が出席する。また、執行役員会にも常勤監査役が参加する。
 - ・内部監査室は、業務監査の結果について、取締役会へ報告すると同時に、常勤監査役へも報告する。
 - ・決裁書及び監査役から要求された会議録は、監査役へ回付する。
 - ・コンプライアンス担当取締役は、コンプライアンスの取り組み及び内部通報制度の運用状況、リスク管理の状況について、常勤監査役に定期報告する。また、法令及び定款に違反した行為又は重大な事件が発生した場合は、発生した事実と原因、対策について速やかに常勤監査役に報告する。
 - ・監査役は、必要に応じ、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の外部アドバイザーに相談することができ、その費用は会社が負担する。
9. 監査役へ報告した者が報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ・監査役への報告を行った企業グループの役員、使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では上記「内部統制システム構築の基本方針」及び「オークマグループ倫理綱領」において、反社会的勢力との関係遮断を明確に掲げており、社会の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力・団体には、毅然とした態度で対応することとし、不当要求には、外部専門機関と連携して組織的に対応することとしております。

また、役員を含めた全社員の意識向上を図るため、「コンプライアンスマニュアル」及び「コンプライアンスカード」を作成、配布し周知に努めております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制は次のとおりです。

- ・当社は、金融商品取引所が定める規則等に基づき、会社情報の適時適切な開示に努めております。
- ・当社及び各子会社等において、重要事実が発生するおそれがある場合または発生した場合は、社内規程(内部情報管理及び内部者取引規制に関する規程)により、各部門長あるいは各会社等の代表者より、情報開示を担当する経営企画室または経理部へ報告します。
- ・報告を受けた経営企画室または経理部は、適時開示規則等により、開示の要否の検討を行い、情報取扱責任者へ報告します。
- ・重要事実及び証券取引所が定める適時開示事項と判断された場合、適切な業務執行体制のもと、遅滞なく証券取引所へTDnetの利用などにより適時適切に開示を行います。
- ・なお、緊急性を要する事項については、代表取締役社長の承認をもって開示を行うことがあります。

